

「頑張る地方応援懇談会 in 神奈川」議事概要

1 日 時 平成19年5月26日(土) 10:00~12:00

2 場 所 「ナビオス横浜」2階 カナール
神奈川県横浜市中区新港2-1-1

3 出席者

【市町村長】

大 藏 律 子	平塚市長
小 澤 良 明	小田原市長
吉 田 英 男	三浦市長
島 村 俊 介	松田町長
露 木 順 一	開成町長
山 口 昇 士	箱根町長
大 矢 明 夫	清川村長

【総務省】

谷 口 和 史	総務大臣政務官
荒 木 慶 司	官房長
丸 山 淑 夫	自治行政局合併推進課長
黒 田 武一郎	自治財政局交付税課長
滝 本 純 生	自治税務局企画課長
山 本 滝 夫	関東総合通信局情報通信部長

4 次 第

(1) あいさつ

- ① 谷口 和史 総務大臣政務官
- ② 大藏 律子 平塚市長

(2) 総務省からの説明

- ① 頑張る地方応援プログラムについて
- ② 地方行財税制上の諸課題等について

(3) 意見交換

5 要 旨（主な意見）

（１）市町村長意見

育児支援事業等地域子育て支援の推進に係る事業に取り組んでおり、当該事業は頑張る地方応援プログラムに沿うものと認識している。頑張る地方応援プログラムに係る特別交付税措置額はどの程度見込むのか。また、特別交付税は３年間措置されると考えて良いか。

頑張る地方応援プログラムでは１０の政策分野が提示されているが、これらの政策は、既に地方公共団体が課題として取り組んでおり、頑張る地方応援プログラム事業としての新規性を発揮することは困難と考える。真に地方公共団体の努力に報いるような制度設計を図っていただきたい。

頑張る地方応援プログラムは地方公共団体の独自の発想による事業に対する支援と認識している。当該プログラムを進めるに当たっては、交付税算定に用いる成果指標の扱いについて、地方公共団体の意見も踏まえ、改善できるものは改善していただきたい。

特別交付税措置が見込めないとなると、頑張る地方応援プログラムの信頼度の低下が懸念される。特別交付税の支援が小さくならないよう配慮していただきたい。

住民税が上がるものの、所得税との総額で見れば納税額は変わらないとのことだが、所得税を支払わない者にとっては、結果的に納税額が上がる。納税額に変更がないという理論は所得税を支払う者にしか通用しないことを理解していただきたい。

全国のトップレベルの安心・安全のまちづくりを目指し、地震、防災、防犯対策に係る事業を１０年間行ってきた。この事業の延長線上に頑張る地方応援プログラム事業の活用も考えている。

現在、町の一般会計３６億円のうち３億円が社会保障費に充当されており、財政上厳しい状況にある。このような中、頑張る地方応援プログラムを国全体で実施することは、多くの地方公共団体の助けとなる。

頑張る地方応援プログラムは、比較的財政の豊かな地方公共団体に細切れで支援をするよりも財政状況が悪い中で真に頑張っている地方公共団体に目の覚めるような支援を行い、「頑張れ」という姿勢を全国に発信した方がよいと考えている。

何をやるにしてもコンピューターの基盤整備が不可欠であるが、高コストとなっている。情報基盤整備に経費がかかり、他の事業ができないので、この分野の高コスト体質を改善していくことが必要と考えている。

頑張る地方応援プログラムは大変いい制度だと思っている。支援に当たっては、全国総花的なものではなく、真に財政力の弱い地方公共団体へ措置する制度設計をお願いしたい。

財政力指数1.6を超えると大規模償却資産の課税権が県に移行するが、この移行は自主財源の充実がうたわれる昨今にあっては、矛盾していると思う。

通信情報網が確保できず、国が進める情報化戦略の対応に苦慮している。山間地で電波が届かないため、2011年からのデジタル放送への移行、携帯電話を使えない地域への対応が課題となっている。これらの情報通信整備対策に配慮をいただきたい。

制度改正のたびにコンピューター等の経費がかかることを懸念している。安易な制度改正は控えていただきたい。

デジタル放送移行などで生じる問題は国策上の問題なので、その解決は全額国費でまかなっていただきたい。

頑張る地方応援プログラムは3年間の時限的な措置なのか。また、このプログラムは、頑張る意欲を見せない団体に対しては、合併促進の手段として利用する意図があるのか。

(2) 総務省説明

成果指標の扱いについては、平成20年度以降は各地方公共団体からの意見を取り入れながら設定していきたい。10の政策はあくまでも例示なので、現在、取り組んでいる事業についても頑張る地方応援プログラムを活用していただきたい。また、関係省庁との連携による支援措置もあるので積極的に活用していただきたい。

特別交付税については、普通交付税の算定状況を踏まえつつ12月頃の決定を目指す。現時点で、どの程度の財政力補正を行うか検討中であるが、特別交付税の決定に当たっては、本日の御意見も踏まえていきたい。また、特別交付税の算定方式については総務省令の中で明記していく。

成果指標の使用については、全国一律的な算定とするのか、一定の団体ごとの算定とすべきなのか、その捉え方は検討中である。

所得税の支払いのない者については、調整控除の制度や一定の経過措置があるため、住民税が高くなることはない。総務省としても苦情処理については局全体で対応していく体制を整えている。各地方公共団体の窓口には負担をかけているが、国と地方と一緒に税源移譲に取り組んでいるものと考えているので、ご理解いただきたい。

コンピューター基盤の関係では、保守経費の高止まりなどの問題に対応するため、総務省で「地域情報プラットフォーム」を策定してその普及を進めているのでご利用いただきたい。

デジタル放送への移行については、2011年のアナログ終了時に新たな難視聴地域が生じないように努力している。携帯電話の不感地域の解消については、基地局鉄塔の設置、伝送路の整備について国庫補助制度がある。情報通信全般としては、情報通信インフラの整備、ICT利活用の促進、ICT利用環境の整備及び人材育成を重点に施策を進めて

いる。各種支援策を用意しているので個別の課題についても遠慮なくご相談いただきたい。

市町村合併において情報基盤の整備に係る経費負担が大きいという話を聞く。分権時代に対応する情報基盤整備が円滑に行われるよう、この分野の効率化を進めていく。

市町村合併を機に情報通信基盤整備を図ることは重要である。合併団体が当該整備事業を行うに際しては、起債措置、交付税措置や補助金の財政措置を用意している。

頑張る地方応援プログラムでは不交付団体も含め3年間はしっかりと対応する。財政力が弱い条件不利地域への重点的な支援については、何らかの対応は行っていく予定である。3年間の措置については、今後、地方財政全体のあり方について様々な議論が生じることを考慮し、3年という期間内での事業を実施しようとするものである。

大規模償却資産の課税権の一部県への移行については、一つの市町村に多額の税収が集中することを避けるためと認識している。税制改正については、場当たりの制度改正を行っているわけではないことを理解いただきたい。

市町村合併の手段として、頑張る地方応援プログラムによる財政支援を実施することは考えていない。合併推進については別に施策を進めていく。

頑張る地方応援プログラムは、全国的に地域の特色を出そうと頑張っている団体を支援することが目的であるため、不交付団体に対しても特別交付税措置を講じる。

地上波デジタル化の推進については、政府として責任を持って対応していく必要があると認識している。

(以上)